様式第１（第４条関係）

（表面）

令和　　　年 　　月 　　日

照明器具貸出申請書

鹿　児　島　市　長 　様

申請者 住所

 氏名　　　　　　　　　　　　印

 　団体名

 電 話

鹿児島市観光イベント等における照明器具貸出要領第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| イベント名 |  |
| 使用場所 |  |
| 参加想定人数 |  |
| 貸付期間 | (貸出開始日) 　　　　　　　（返却予定日）令和　年　　月　　日（ 　）～令和　年　　月　　日（　　 ） |
| 貸出品目及び数量 |  |
| イベント概要 |  |
| 備　　考 |  |

（裏面）

＜誓約書＞ 以下のとおり誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　以下の(1)から(7)のいずれにも該当しないことを誓約します。また、以下の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

(1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成２６年鹿児島市条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員

(2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している民間事業者等

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している民間事業者等

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している民間事業者等

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間事業

　者等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している民間事業者等

(7) 前各号のいずれかに該当する民間企業等であることを知りながら当該民間企業等と取引をしている民間事業者等

（貸出対象）

第２条　照明器具の貸出対象者は、市内において夜間等に実施する観光客向けのイベントを実施する民間事業者等とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの対象者としない。

　(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

　(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　(6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

　(7) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする民間事業者等と認められるとき。

　(8) 相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

（遵守事項）

第８条　利用者は、照明器具の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。

(2) 使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。

(3) 照明器具に異常があるときは、速やかに市へ報告し、その指示に従うこと。

(4) 照明器具を転貸しないこと。

(5) その他市職員の指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第１０条　利用者は、照明器具を運搬及び使用するに当たり、事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

２　利用者は、照明器具を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、市長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りではない。